

平成19年第4回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第3日目)

平成19年12月20日(木曜日)

午前10時00分開議

- 第5 議案第56号 平成19年度訓子府町一般会計補正予算(第6号)について
- 第6 議案第57号 平成19年度訓子府町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第7 議案第58号 訓子府町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第59号 町道路線の認定について

追加日程

- 議案第61号 平成19年度訓子府町一般会計補正予算(第7号)について
- 第10 議案第60号 訓子府町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第11 認定第1号 平成18年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第2号 平成18年度訓子府町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第3号 平成18年度訓子府町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第4号 平成18年度訓子府町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第5号 平成18年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第6号 平成18年度訓子府町水道事業会計決算の認定について
- 第17 請願第5号 品目横断的経営安定対策等に関する請願書
- 第18 請願第4号 産地づくり交付金等の税制特例による一時所得扱いの継続を求める請願書

追加日程

- 意見書案第8号 産地づくり交付金等の税制特例による一時所得扱いの継続を求める要望意見書
- 意見書案第9号 品目横断的経営安定対策等に関する要望意見書
- 意見書案第10号 「森林環境税(仮称)」の導入を求める要望意見書
- 意見書案第11号 地方財政の強化・拡充及び財政健全化法の施行にあたって、地方自治原則の堅持を求める要望意見書
- 意見書案第12号 後期高齢者医療制度をはじめ、高齢者医療制度改悪の中止・撤回を求める要望意見書
- 第19 報告第10号 訓子府町土地開発公社の経営状況等及び解散による清算結了報告について
- 第20 報告第11号 出納検査結果報告について

出席議員（9名）

1番	橋本憲治君	2番	西山由美子君
3番	上原豊茂君	4番	河端芳恵君
5番	工藤弘喜君	7番	佐藤静基君
8番	山本朝英君	9番	川村進君
10番	小林一甫君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	八鍬光邦君
企画財政課長	佐藤正好君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	中山信也君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	林秀貴君
農林商工課長	山内啓伸君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	竹村治実君
水道課長	竹村治実君
教育長	山田日出夫君
管理課長	平塚晴康君
社会教育課長	上野敏夫君
幼稚園・保育所事務長	菅野宏君
社会教育課業務監	元谷隆人君
教育委員長	白崎隆誠君
農業委員会会長職務代理者	谷本茂樹君
監査委員	山田稔君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
会計管理者	三好寿一郎君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	小野良次君
議会事務局係長	今田和則君

開議の宣告

議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全員の出席であります。

なお、鳥山農業委員会会長に代わって谷本会長職務代理者が出席しております。また、田古選挙管理委員長から欠席の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号

議長（橋本憲治君） これより提案理由の説明が終わっております議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第56号の質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。ご質疑ございませんか。

2番、西山由美子君。

2番（西山由美子君） 4ページの北見市断水対策応援活動経費についてお伺いします。

時間外手当と説明がありましたが、その内訳と今後のこの経費の取り扱いについてお伺いします。

また、同時に北見市の断水に関して発生した訓子府町の実際に支払われた時間外手当が、どの程度あるのかということも合わせてご説明願います。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 議案書の4ページ目の雑入の部分の北見市断水対策応援活動費の経費の収入の部分でございますけれども、実はこれにつきましては、平成9年11月に北海道と市町村、相互の応援に関する協定というのを結んでおりまして、それに基づいて払われているということです。これは水道のほうの道東地区の水道の協定とはまた別なもので、市町村間の応援という意味で払われていると。

そして、これはうちのほうでもらっていますのは、消防職員の時間外手当の分ということです。そして、今回支庁のほうから支庁長名で要請があった分で2回。6月23日と7月24日の部分の要請の2回に合わせて、期間につきましては、まず6月の分は6月23日から7月3日までの分で、延べで申しますと18名分で87時間30分、これ金額にしますと20万3,728円。それと、もう一つが7月23日から7月30日分、これは2回目でございますけれども、これも同じく消防職員で、延べで35名、時間にしますと195時間55分。金額に直しますと42万4,778円、円単位までいきますとそうです。合計で53名分という形になります。時間にしますと合計で283時間25分、金額が円までいきますと62万8,506円ということで、62万8,506円ということで、62万8,000円の収入を計上させていただいたという分の内容でございます。そして、これはうちのほうの消防から実際に出了た職員の分の時間外手当を申請と言うのか、申告と言うのか、北見市のほうに言いまして、そこが協定に基づいて払ってくるという形でございます。

ます。

議長（橋本憲治君） ほかに質疑ございませんか。

5番、工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） まだ、自分のこの不勉強さもあるので申し訳ないのですが、4ページの歳入の関係と6ページの歳出のほうで同時に出ていますように、4ページでいきますと不動産売払収入の関係です。このTMRセンターの関係なのですが、これとこの6ページの歳出のほうで同じように、この公有財産購入費という形がみえていますけれども、これについてはちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 別紙の資料でちょっと説明させていただきたいと思うのですが、別紙になると思います資料1の一般会計補正予算に係る投資的事業という形の資料、横判になっていますけれども、わかりますでしょうか。右方のほうに資料1と書いてありますけれども、それでこれの一番下の部分の補正後というところでちょっと説明させていただきたいと思うのですが、これにつきましては公社営の事業ということで、国費を除く分について、町の会計を通るといようなシステムになっています。

それで、補正後の下に事業費というのが載っていると思うのです。1億5,231万8,000円と載っていると思うのですが、これ申し訳ないのですが、ちょっと3つに分けてほしいのですが、1つ目が1,349万2,000円に分けてください。それともう1つが1億3,802万6,000円、それと3つ目が80万円。この1,349万2,000円と1億3,802万6,000円と80万円が合わせた数字が事業費の1億5,231万8,000円という形になります。

それで工藤議員が言われたのは、その真ん中の一番大きい1億3,802万6,000円という部分です。これにつきましては、公社営の事業の中の機械とか施設の事業費という部分に当たります。これにつきましては国費が半分ですので、その国費の半分は控除されて、それ以外の部分に建設利息というのが実は1%かかるものですから、その部分を歳入と歳出でみているということでございます。

それで1億3,802万6,000円の半分に建設利息を加えた額が、全体事業費の一番下に載っていますけど、7,039万3,000円と、これ補正後の数字ですけど、こういう数字になっています。

そして、この7,039万3,000円につきまして、財源として右側に載っていますが、財産収入ということで受益者の農家、これが全額払っていただく。だから、町は事業費の半分、国費を除いた部分について、建設利息を加えたものを農家からいただいて、それを公有財産購入費ということで公社に支払うと。そういう事業というふうに理解していただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

7番、佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 5ページをお願いいたします。一番下段のジャガイモシストセンチュウの件でありますけれども、発生後の予防対策は、今までどんなような方法で行われてきているのか、掌握している範囲内で教えてほしいと思います。

それから、もろもろのこれに関する費用がいろいろかかっていると思いますけれども、

その負担と言いますか、生産者が負担するのか、農協なのか、今回の本町分のはわかりませんが、その辺の経費というのはどのようになっているのかと。

それから、今の時点でこれは継続するようなふう聞いていますけれども、この対策としては今どのようなことを考えられておられるのかと。この件についてお伺いしたいと思います。

それと、次のページの住宅費の関係なのですが、今回長年使用してかなり老化しているのですが、補修するというふう聞いたのですが、これ何年に建てたものなのか、それとどの場所なのか、それと戸数です。それと主な修理箇所として、主なものはどういふところがあるのか、ちょっと教えてほしいと思います。

以上です。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） ジャガイモシストセンチュウの関係なのですが、まず予防対策につきましては、実は7月27日に疑わしいということが判明されて、正式に出てきたのは、7月30日なのですが、ご承知のとおり、麦の刈り取りが明日というような時期だったものですから、対策本部とか開く前にまず対応を取らなければならぬということで、緊急にやったことについては、これは去年からおそらくやっているとは思いますが、コンバインについては一台一台洗浄するとか、あるいは集荷トラックは畑の中に入れてないと、そんなような対策は即時実施していますし、あと圃場にも看板を設置するというようなことをやっております。

それと加えまして、その発生した付近につきましては、再度牧草地を除く部分について土壌分析をして、シストセンチュウのないことを確認した上で対応をしていると。

そのほかには、馬鈴しょにつきましては、コンテナの熱消毒を実施するとか、あと麦の集荷の際におそらくトラックで運ばれた方はわかっていると思いますが、洗車機を応急処置として入れて洗車をするというような対応を実施しております。

それと合わせまして、土壌分析については、次年度の馬鈴しょ作付土壌ですとか、もちろん種イモの圃場ですとか、そういうことについては優先的に土壌検診を実施したという形でございます。

それと費用の関係なのですが、これにつきましてはかなり見えない費用もかかっているのですが、大きく言いますと、この緊急措置ということで、いろんな麦作の集団ですとか、スイートコーンの集団ですとか、そこら辺もいろいろ洗浄だとかそういうのが出てきましたので、集団でとりあえずやった費用が約550万円ほどあります。これは人件費も含めてです。水のタンクの借入代だとか、そんなのも含めてもろもろで550万円程度あります。

そして、それに加えて、今回補正でやりましたのは、今年度限り緊急にかかる部分。今年度限り緊急にやらなければならない部分について、町と農協で折半しようということで、今回計上したのは今実施していますけれども、牧草を除く全圃場の全農家の土壌サンプルを終えていますので、それを今一冬かけて2月までに土壌検診をするという作業を実施しています。これの人件費、それとあとろ紙というのがかなりお金かかるものですから、そのろ紙の部分、人件費でいったら69万3,000円になります。それとろ紙については2,000枚で13万2,300円と、それとステンレス容器が10万円。それに加え

まして、発生した圃場と隣接する圃場があるものですから、その発生した圃場の持ち主と協議しまして、そこに高さ30cmのうねと言うのですか、それを作成しております。この経費が13万4,700円かかっている。合わせた106万円の2分の1の53万円を追加するというのであります。

それと、先ほど言いました生産組織にかかる費用については、これは今後農協も一部補助するのか、そこら辺は今検討中だと聞いていますけども、町で助成するという考えは今のところ持っていないということと、あと加えまして、恒久対策として相内の麦の施設にあると思うのですが、自動で車を洗浄する機械、これを今ほぼ決定したと聞いていますけども、平成19年度の国費の補正で穂波の倉庫と、あと相内の広域連、ここに2カ所農協が事業主体で設置するというふうに聞いています。それで1台辺り約3,500万円かかると聞いていますので、そのうちの半分の1,750万円については、今のところ農協で出すと、1,750万円×2になりますけども、農協で出すと。そんなような形になっています。

それと今後の対策につきましては、今実施していますのは、11月に取ったサンプル、具体的に言うと2,429サンプルあります。それを順次、同定作業と言いますか、顕微鏡で見て、いないかどうかとちょっと確認しているということです。それであまりいい知らせではないのですが、実際に1カ所だと思っていたのですが、正直ここにきて疑わしい部分が2例ほど出てきているというようなこともありますので、これについてはおそらく具体的な事例について、今日組合員、非組合員の農家の方には詳しい情報がたぶんFAXで行くというふうに思いますけども、1カ所に加えてあと2カ所で今のところやっているのが2,400のうち800ぐらい終わっているのですが、その段階で今そういうような状況になっているということです。これについても、うねをつくる作業ですとか、そういうのはたぶん春になると思いますけども、やらなければならないのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） ただいま6ページの住宅に関わる補正予算の関係で、これについては公営住宅の補正予算でございますけども、本年度につきましてすでに14戸の退去修繕がございました。このうち20年以上住まわれた方が3戸ございます。やはり20年以上住まわれるということになると、かなり劣化がきているということで、主には内装のペンキ塗りとか、それから畳の表替えの修理が主でございます。

年度と場所につきましては、ちょっと今資料がないものですから、場所は末広と幸栄団地、西幸町でございます。

以上です。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

8番、山本朝英君。

8番（山本朝英君） あまり大きな声で言いたくない話なのですが、1点だけ今のジャガイモシストセンチュウの関係の中で、数日前にまだ2件ぐらい出てくるだろうというような情報は入りましたが、その今説明の中で畦畔火山灰でやっています。その畦畔の経費というのは、一般的にはみんな個人でやっているのだろうと、やらなければならない

よなというような話はしていたのですが、これは個人ではなかったのですか、町とか、農協とか、そこもちょっと具体的に。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 実際、急に出てきたという部分もありまして、隣がまた別の方の圃場ということで、土地についてはもちろん本人の土地ということですので、かなり畑の面積も縮まったということなのですけども、なかなかシストセンチウというのは本人が原因なのかどうなのかというのはなかなか難しい部分。そして、今回こうやって飛び火のところも見ますと、結構気の毒な部分と言うか、そういうところもあるので、本人の負担は土地代の提供というような形で、畦畔については町と農協でとりあえずつくらせていただいたというような形でございます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

3番、上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 先ほど、工藤議員から出ましたTMRセンターの件についてであります。

2款2目の不動産売払収入等の関係、支出も含めてでありますけれども、この件先ほど課長から資料に基づいた説明がございました。この事業に対する計画は、これだけ大きな金額でなかった、前倒しでという説明がございました。そこでこの事業を遂行していく中の公社と受益者の関係、予算の中では公社と町、また町と受益者という形での契約内容だという話がありました。単年度処理によるという説明があったかというふうに記憶しております。

ここで今のこういう農業情勢を見たときに、実際にはこれがより効率的に活用されて、それぞれの経営が潤い発展していくということを期待しているわけでありましてけれども、先ほど言いましたように、いろいろな諸情勢を考えたときに、万が一問題が起きたという場合に、この契約内容からすると町の負担が起ころうのかなと。そういう場合を想定しなければならぬのかなというふうに感じたわけですけども、その辺についてどのように認識されているのか、お聞かせをいただきたい。

また、もう1点は、当初の予算の中では、一般財源の持ち出しがなかったわけでありまして、今補正において44万円の一般財源の持ち出しがあると。この持ち出しの分が何にかかる費用なのか、その辺についてのお示しをいただきたいというふうに思います。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） TMRセンターにつきましては、今後の酪農の未来を考える会というのが平成16年5月に設置されまして、かなり長い時期をかけて検討されてきたというふうに聞いています。私も時折会議にも出ていましたけども、それで当然成功してほしいというふうに願っているというところでございます。

それで、費用面の町の責任という部分なのですけども、これにつきましては、あくまでも単年度支払い、国営事業のように長きにわたって払うというものではなくて、あくまでも単年度支払いということです。そして、資金繰りつきましても、もうすでに公社が厳重な厳正な審査のもとお金を貸せるという認識のもとで事業実施しているということです、この億のお金というのが町に入って来ないということはないというふうに考えております。

それと、町費の44万円なのですけども、先ほど工藤議員に説明したときに、3つに分けてくださいというお願いしたと思うのですけども、あの中の80万円。これがこの事業にかかる付帯事務費なのです。そして、その80万円の付帯事務費というのが、2分の1以内の補助ということで、ちょっとソフト事業の関係上、ピッタリ組むことになりませんので、ここの部分の同費について36万円。そして、一番右側にたぶん載っていると思いますけど一般財源が40万円と。合わせまして80万円、これが旅費ですとか事業費、ヒアリングの旅費ですとか、PPC用紙とか、そういうものにかかる事業費ということで、一般財源の40万円が出てきているということでございます。

議長（橋本憲治君） 3番、上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 一般財源の支出、要するに費用というのは、町の職員、いわゆる課長等が動いた部分に係わる経費だというふうに認識してよろしいのですね。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） そのとおりでございます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

9番、川村進君。

9番（川村 進君） 6ページ、教育費についてちょっとお尋ねします。

これ「竹の子クラブ」、「みつばちクラブ」という2つのクラブに48万円の補正で、報償費30万円、備品購入費が18万円とあります。それで町長は5月の広報だったと思いますが、よくその補助金と、それからそれらに関するものはできるだけ少なくしているというやっていきたいというのを広報発表したと思います。

それで、この「竹の子クラブ」というのは、私は何やっているのかわかりません。「みつばちクラブ」が何をやっているのかわかりません。そのとき、報償費という費用はどうも納得がいかないのです。それでお願いします。

議長（橋本憲治君） 社会教育課長。

社会教育課長（上野敏夫君） 今のお尋ねの「竹の子クラブ」、そして、「みつばちクラブ」の報償費とありましたけれども、これは30万円につきましては、財政分析講座の報償費でございます。「竹の子クラブ」の関係ではございません。ちなみに、その財政分析講座の関係でございますけれども、これは先に説明してございますが、1月16日から19日まで、これは都留文科大学の大和田一紘先生をお招きしまして、町の財政を分析をするということで、これは町民の方、そして、町職員はもとより議員の皆さんも参加していただきまして、講座を実施をするということでございます。その30万円のものとございます。「竹の子クラブ」とは関係ございません。

議長（橋本憲治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第56号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号の質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。ご質疑ございませんか。8ページからです。

3番、上原豊茂君。

3番(上原豊茂君) この国保に関しては、それぞれ住民が医療関係でかかったお金だというふうに認識しているところでありましてけれども、国保の財政調整基金の取り崩しと言いますか、これが前年度比倍ぐらいな金額になっていると思うのです。この辺についての主たる要因をどのように認識されているのかお示しいただきたい。

議長(橋本憲治君) 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監(林 秀貴君) 今回お尋ねの点の財政調整基金の繰り入れの前年度と比較いたしました増額になっている主たる要因はというお尋ねでございますけど、今回補正で提案しております医療費、今回療養給付費として3,200万円程度提案してございますけど、その分が主たる要因かと分析してございます。

議長(橋本憲治君) ほかが質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第57号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号の質疑を行います。議案書12ページでございます。1人3回まで質疑を行えます。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第58号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号の質疑を行います。議案書15ページでございます。同じく1人3回までご質疑できます。ご質疑ございますか。

9番、川村進君。

9番（川村 進君） この町道整備なのですが、これは順番があるのですか。と言いますのは、このことについては、若富町からもいろいろ出ていました。そのとき若富町は、おそらくこの道路整備が一番遅れているという、それは一番最初に舗装されて一番いい道路の後、取り残されているという住民の声があります。そのときこちらのほうが先に来まして、若富町がまた遅れたという感じを若富町住民一部が持っているのですが、これは順番があつてなされたことが、それともどうなのかをお聞きします。

議長（橋本憲治君） 建設課長、ちょっと難しいけども大丈夫ですか。この内容にはあっていないんだな、質問の内容的には。川村議員、あくまでも、この東町についての質問でないと。この議案第59号について、東町のことについて聞くのはいいけど、若富町とかそういうものを聞くようになっていないから。建設課長、よろしいですか、整備の順番ということで。

建設課長。

建設課長（竹村治実君） この議案第59号の2本の路線につきましては、来年度以降整備を予定している路線として、今回提案させていただきました。

整備する上では、路線認定が必要ということでございます。

順番につきましては、町の3年サイクルの計画に基づいて、道路整備のほうについても進めていく考えております。3年計画の総合計画です。それに基づきまして、整備を進めている考えで行っております。

以上です。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第59号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程の議決

議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

ただいま町長から議案第61号 平成19年度訓子府町一般会計補正予算（第7号）についての件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、議案第61号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議案第61号

議長（橋本憲治君） 提出者からの提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 議案第61号 平成19年度訓子府町一般会計補正予算（第7号）の説明を申し上げます。議案書の63ページでございます。

今回の補正につきましては、第1条にありますように、400万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ43億2,161万6,000円とするものでございます。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページにあります第1表、歳入歳出予算補正の表のとおりであります。これについてはご覧をいただくこととし、65ページ以降の事項別明細書により、その内容を説明させていただきます。

今回の補正につきましては、昨今の灯油価格が急騰している現状を受け、特にその影響を受けるとされる所得の少ない高齢者等の皆さんを対象に緊急的な福祉対策として、燃料費の助成を行おうとするものでございます。

それでは65ページの歳入について、説明をいたしますのでご覧をいただきたいと思えます。まず、9款1項1目、地方交付税にあります普通交付税350万5,000円の追加計上につきましては、歳出に計上しております福祉灯油助成の財源として、その下の14款2項2目、民生費道補助金の1節、社会福祉費補助金で地域政策総合補助金として50万円を計上しておりますけれども、その不足額を財源調整として計上するものでございます。なお、道の補助金につきましては、町費支出額の2分の1が補助対象となるものであります。50万円が上限額ということになってございます。

続きまして、66ページの歳出をご覧いただきたいと思えます。補正はご覧のように1件のみであります。3款1項1目の社会福祉総務費の経費区分7、社会福祉一般経費の扶助費に福祉灯油助成として400万5,000円を計上してございます。

この福祉灯油助成につきましては、昨日の河端議員の一般質問に対する回答の中で、内容説明がなされており重複する部分もありますが、あらためて説明をさせていただきますのでご了解をいただきたいと存じます。

この福祉灯油助成の対象者につきましては、訓子府町に住所を有する住民税の非課税世帯、そのうち70歳以上の高齢者世帯、障がい者の世帯、児童扶養手当の受給世帯、生活保護を受けている世帯、このほかにこれらに準ずる世帯、合わせて445世帯を想定しており、1世帯当たり9,000円を申請に基づき支給しようとするものでございます。

この9,000円の根拠につきましては、9月1日の灯油単価と12月1日の灯油単価の差額15円になりますが、これに北海道における冬期間の平均灯油消費量、これにつきましては約300リットルということになってございまして、これに乗じた4,500円を基礎とし、計算上はこの金額を特に寒さの厳しい1月と2月の2ヵ月分助成しようとするものでございます。

なお、高齢者世帯には、単身世帯のほか、夫婦のいずれかが70歳以上の世帯。また、18歳未満の児童と同居している高齢者世帯を含めたいと考えておりますし、障がい者の世帯につきましては、身体障害者手帳1、2級の交付を受けている方が属する世帯のほか、障害年金受給者が属する世帯と療育手帳の交付を受けている方が属する世帯と特別児童扶

養手当の受給世帯、これらを含めたいというふうに考えております。

以上、総額400万5,000円を追加する補正予算の内容について説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。1人3回まで質疑ができます。ご質疑ございませんか。

3番、上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） ただいま説明ありました福祉灯油の関係でありますけれども、この対象者の説明等についてはよくわかりましたけれども、これを受け取るシステムとして本人が申請するという形になるとすれば、その申請をする作業に対してなかなか対応できない人もいるのかなというふうに感じたりもするのですけれども、その辺に対してはどういう手順でもって対処しようとするのか説明をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） この福祉灯油の助成につきましては、あくまでも申請主義ということで対応させていただきたいと思います。その理由といたしましては、低所得者を対象にということでございますので、それが原則でございますので、その住民税非課税世帯を我々のほうで把握するということが現実には難しいわけで、申請をいただいて所得の調査をさせていただくというその同意がご本人からなされない限り、私のほうで一方的に対象になりますよということで私のほうから通知をするわけにはいかないということが大きな理由でございます。

それで現実に対象者が高齢者であったり、障がいのある方であったりということで、役場に来て申請をするのもなかなか難しいという方もいらっしゃるかなというふうに思いますので、そこら辺のところは先日も申し上げましたように、町内会長ですとか、実践会長ですとか、民生委員ですとか、そういう方のご協力をいただきながら対象になられると思われる方がいらっしゃれば、そこら辺のところのご協力をいただきながら事務を進めるしかないかなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 確かに、個人情報等の対応に対する行政としての対応だと思えます。今、縷々上げられました組織を活用すると。そこに協力を願うということでもありますけれども、その場合主観的なものでもってと言うと怒られるかもしれませんけど、そういうことがあってもいけないというふうに思うのです。そういう意味からしますと、この情報を可能な限りわかりやすく伝える方法を取るべきでないかと。だから、例えばこれは行政の事務的な形というのは、詳しくということが文字数が多くなって、これが詳しいんだというとならえ方されるかと思えますけども、そうでなくて、単純にインパクトのある「対象者になるかもしれません」ということを伝える内容として、そういう対策を取るべきでないかというふうに考えますけれども、それらについてのお考えお聞かせください。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） このわかりやすく伝える方法。常にこういうことが発生しますと、住民の方に本当にわかりやすく伝えるというのが非常に課題になってくるわけでございまして、今想定をしておりますのは、まず、今回の議会でお認めをいただければ、今月の末に発行されます1月号広報の中にわかりやすいようなチラシを入れまして全戸配

付。それから昨日も申し上げましたように、町内会長やら民生委員とか、そういう方にも直接そういうチラシなどをお送りしまして、ご協力をいただくというようなそういうような形で進めてまいりたいと思います。

それで、そのチラシとかの作成にあたっては、今議員が言われましたように、できるだけわかりやすくというような工夫をさせていただきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 今、福祉保健課長が申したとおりなのですが、ご存知かと思えますけれども、新聞を見ていてよく見ていただきたいと思うのですが、どこの市町村も苦慮しているという状況です。中には、対象予定者が例えば400人いたらその8割だけを予算に計上するという町もあるようでございます。すなわち、それは申請してくるかどうかということを含めて、全部が全部でないだろうと。しかし、私どもは予算は対象のすべての人が申請してくることを前提に400万5,000円を計上させていただいたと。

それから中には、民生委員に対象と思われる人たちを1件1件訪問していただくという対応を取っているところもございます。

例えば、小清水のように収入が生活保護世帯にほぼ準ずるようなところで民生委員に各地区で回ってもらうとか、縷々検討いたしましたけども、そこまで今の状況で新しい民生委員に負荷をかけることがよろしいのかどうかということも含めて、とにかく100を目指して、今議員のご指摘のように、わかりやすく広くいろんな方のご協力をいただいて私どもも努力をします。主な中身は、福祉保健課長が説明したとおりでございますので、このところは事務的にも努力してまいりますのでご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 基本的な姿勢はよくわかりました。

それで申請するという事は、自らが庁舎に赴くという形になるかと思うのです。こういう部分については、先ほど申し上げましたように、なかなか自分が対象になるかどうかということも含めて判断が難しい場合もあるかと思いますし、また、その前段の一般質問で行いましたけれども、足の確保という部分で難しい方もたくさんいらっしゃいます。そういうことを鑑みますと、電話1本でも受けると。電話連絡で受けても、そこに職員が赴いて確認をします。申請対応を処理するというような配慮も、この問題については必要かというふうに思いますし、そういう対応の中でこの提案されている議案が結果として町民に喜ばれるものとなるというふうに判断できるような方向を示していただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 今言われましたように、確かに足の確保という部分で、先ほど申し上げましたように、お年寄りですとか、障がい者という方が対象になりますので、かなり難しいところがあるのかなというふうにも思います。それで、そういうそれらに対する対応として、電話をいただいてということも方法かなというふうには思うのですが、ただ電話がある度に職員がそこに出向く、できるだけそういう対応を取りたいなというふうには思いますが、現実問題としてそこまで手が回りきるかなという、そうい

う不安も正直言って私感じている部分もございますので、お約束はちょっとできかねますけども、できるだけ今言われたことに添えるような形で努力をしてまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

9番、川村進君。

9番（川村 進君） これは福祉灯油というように福祉ですから、社会福祉協議会の応援を得るなりいろいろして、とにかく電話が難しい、足の確保が難しいというときには、とにかく助けてもらう方法は社会福祉協議会だと思います。私の意見は、社会福祉協議会に協力を願うということを考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 社会福祉協議会の協力というのも、1つの手なのかなというふうに思います。ただ、行政のある意味税の調査の部分もありますから、法的に問題がないのかどうかというところも含めまして、ちょっと研究をさせていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございますか。

7番、佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） ただいま町長が言われましたように、ここ2、3日の新聞では各市町村の数字がいろいろ出ておりまして、それぞれの対応が少しずつ戸数が違ったり金額が違ったりしているわけですが、特徴的なのはこの生活保護世帯にということが訓子府の場合、ほかの町村はそういうことを外すと、降ろすという内容になっております。

それで今話を聞いておきますと、申請があった場合に、申請がなければこれ明確的にはできませんから、所得の水準がわからないということで、わからないからすると。そうなった場合に、以前からある議員が言っているように、「生活保護者は随分恵まれているのではないかと」。さらに、それを加えるというのは、いわゆる税の公平感から言いましてどういような、緊急ですからかなり長い時間をかけて協議できたとは思いませんけれども、将来この種のものがあるとしたときのことを考えますとやはり公平感、やっぱり「私らよりたくさんもらっていて、なぜ生活保護者があたるの」という声が、かならずどこかで2つや3つは出るでしょう。そういうのは例外としても、印象として頭から生活保護者というよな、生活保護者によってもいわゆるその申請がなければダメだということなのだと思えます。今話を聞いていますと、申請がなければダメだと。この辺の協議をどういう具合にされて生活保護者を含むという表現をしたのか、ほかの町村との、これはほかの町村関係ありませんけれども、おそらく新聞を見ますとそういう声が出るのかなと。

それと、今町長はせっかくの予算の中から出すのだから100%活用してほしいと。これは当然、その範囲の一定の基準に達した人ということですから。達しなければ当然この枠は余るということですから。それではもう1つ、ここで基準というのではないわけですから、これから調査するわけですから、200人来たと、調査しているうちに予算が足りなくなった場合は増額するという解釈になるのかな。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） まず、1点目として、生活保護世帯に対するお尋ねがございました。それで生活保護世帯に関しましては、私どものほうで情報が完璧に把握でき

るという部分もございまして、その部分は申請によらないで支給をしたいというふうを考えております。それで、よその町とちょっと考え方が違うではないかというご指摘もございましたけれども、実は生活保護世帯に対しては、基本的にいかなる理由があっても、保護費以外の収入があれば、基本的にそれが収入認定とされまして、それで生活保護費から控除されるような仕組みになってございまして、基本的に言えば月額8,000円以上ですか、そこに収入が発生すれば、生活保護費からその分を控除されるというようなことがございます。ただ、今回道のほうの取り扱いとしまして、福祉灯油に関する給付に関しては、収入認定をしないというようなそういう通知もございまして、そこら辺の扱いも道も柔軟に変えてきたということもございます。

そういうこともございまして、生活保護世帯に関しましては、そういうような収入があれば収入認定されて、保護費から控除されるということがあって、この灯油の高騰に対して、ほかに何らの収入がないと、何らの収入も得られないということになれば、そこは思いつきそのままストレートに負担がかかってくるだろうと。そういうことであれば保護世帯とも言えど、そこまでの手当てをする必要があるのではないかという、そういう判断に立ったものでございます。

それから、2点目にございました対象が増えれば増額するのかということでございますけれども、確かに実際にその税情報を私どものほうで持っていませんので、正確な人数はつかみきれませんが、例えば70歳以上が何人いるとか、そういう部分につきましては把握できるわけでもございまして、これだけの予算を確保すれば、まずこれからは増額ということにはならないだろうというふうな判断をしていますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

7番、佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 確認はしませんけれども、増額にならないだろうと言ったのですか。増額しないということかい。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 今、私どもでとらえている数字でいけば、これ以上、上回ることはないだろうというふうな判断をしております。

議長（橋本憲治君） 4番、河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 先ほど445世帯が対象になるということで、これはいろんな対象者を総合して、そちらで445件の世帯が対象になって、1件当たり9,000円という算出をなされていたと思うのですが、ですから、これが上限でこれ以上になるということはありませんね。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 100%ということは、たぶん言うとあれなのかもしれないんですけども、まず、今の時点での判断としまして、これを上回ることがないとたぶん言い切ってもいいのかなというふうに思っております。

議長（橋本憲治君） 4番、河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 先ほどから皆さんおっしゃったので、あとは周知方法と、それから窓口申請1回で済むように、「必要な書類はこれとこれです」ということを丁寧にお知

らせしていただければと思います。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 今言われたことにつきましては、十分に配慮をしていきたいというふうに思っております。それで必要なものというのは、特に難しいものはございませんので、今想定しておりますのは、まず同意書をいただかなければならないということがありまして、印鑑、それから高齢者の方につきましては、私のほうで同意書さえいただければ、あとは調査可能ですので問題はないのですが、印鑑以外には必要ございませんけれども、あと障がいのある方につきましては、例えば身体障害者手帳とかというのであれば、私のほうでも把握はできるのですけれども、例えば障害年金受給者の方とか、そういう方につきましては、証書をご持参いただかなければ私のほうで把握できない部分もございますので、必要な書類と言いましてもその程度、障がいを証明できるようなものがあれば問題はないだろうというふうに考えております。

議長（橋本憲治君） 4番、河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 先日の一般質問の中で、支給方法につきまして口座振替という話が出ていましたので、口座番号だとかそういうことも必要かと思いますが。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） すいません。今、訂正をさせていただきますけども、口座番号も必要でございます。

議長（橋本憲治君） 2番、西山由美子君。

2番（西山由美子君） 今ちょっと心配と言うか、先ほど佐藤議員がおっしゃったように、生活保護世帯に対する町民の不公平感というのが心配されるのですが、それに伴って生活保護世帯が申請しなくてもいいということが、もっとそれに加わるのではないかという心配があります。

あと、申請になかなか行けない方は、民生委員が取りまとめるとか、さっきほかの町村で1件1件を民生委員が伺うというのは大変なことだとも思うのですが、特定された人だけ民生委員が取りまとめて手続きを行うという方法はいかがなものでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 全議員の方が、この福祉灯油については基本的には賛成だというふうに理解させていただいた上で、今いくつかの課題について佐藤議員やいろんな方からご質問をいただいたところでございます。総括的にというよりは、相当短期間の中で福祉保健課長、企画財政課長あるいは職員等の議論の上でのこういう提案させていただいたということですから、まだまだ不十分さはありますけれども、基本的なところでは広く対象者を広げたということと、石油のみならず薪を使っている人も含めて、対象になるようにさせていただいたと、それからお金の現金を届けたりとか、取りに来るとすることも大変でしょうから、これは口座振込でお願いをすると。今皆さん方から意見がありましたように、可能であれば電話1本でうんぬんと、それから民生委員の活用はどうだと、それから社会福祉協議会の協力を得てはどうかと。これらを総合的に可能な限り、冒頭申し上げましたように、努力をさせていただくということでご理解をいただきたいと思っております。

もう1つは、生活保護世帯の方たちの不安でございます。これはいろんなご意見があると思っておりますけども、先ほど福祉保健課長が道の見解を含めて聞いたように、例えばこれだ

け石油が急騰しても、生活扶助費が上がるのかといったらそうではないようでございますから当然生活保護世帯の方々の生活も、この現実の状況の中では困窮していると。しかも、その生活の扶助費というのは、平準化の中で決められているということをご理解をいただきまして、昨日ちょっと上原議員の質問にも答えさせていただきましたけれども、消費動向や一般家庭との比較の中で、憲法で定められたこれが最低限度の生活保障という認識に立ちますと、一般的にはもっと低い人がいるのではないかと、あるいはその「あの人たちは」という一般的なお話はありますけれども、しかし、こここのところは、1つは国が定めた生活保護世帯の定めというのはそういうことなのだとご理解をいただいて、そして、むしろその部分うんぬんよりも、その可能な限り生活保護世帯以外の人、すべて対象の人がこれを受けられるように、私どもは努力をさせていただきたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございますか。

9番、川村進君。

9番（川村 進君） 私は、生活保護家庭という言葉自体があまり好きではないのです。べっ視しているような、さげすまされたという言い方、国が出している制度というのは、教育やいろいろな制度は全部平等に受け取らなければいけないと思っています。そのとき、生活保護家庭という言葉は、できる限り行政に使ってほしくないというのが私の考え方なのです。

それで制度というのは、教育に対してや子育てに対してとか、いろいろなものが行われていると思っております。それで今回のこの灯油というのは、平等に考えるという考え方でいきますと、そのできるだけ平等ということで、生活保護家庭についてというような言い方は、できるだけ私は避けたいと思っておりますのでお願いしたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 川村議員、福祉灯油にちょっと離れていますので、絡めてなるべく質問をしていただけますように。

9番（川村 進君） 生活保護者に福祉灯油という言い方は、とにかくそれが受けられるものであればすべて平等にという、生活保護家庭という言い方は避けていただきたいとそういうことです。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 今、福祉灯油に関連した対象者の表現の中で、そのような説明を私のほうから、あるいは職員のほうから説明をさせていただきました。

差別の話で申しますと、「障がい者」の「がい」を漢字ではなくてひらがなにすると、「母子家庭」を「ひとり親家庭」にする、「片腕」なんていう言葉は憤む。そういう点では、障害福祉年に基づいて、世界的にそういう言葉あるいは差別的な取り扱いはやめようという、これは川村議員のおっしゃるとおりだと思います。

しかし、一方では、生活保護を受けていること自体が差別的なものを見方をするという風潮も、一方ではあらためなければならぬ。逆に言いますと、怠けて仕事をしないで、そして、金を受けているとか、生活保護を受けることが恥ずかしいことだという認識をあらためていただきたいと。むしろ、それは制度の中で、当然のある意味では日本の一人ひとりがこれだけの生活を下げないといけないという憲法や法律で保障された権利なんだというとならえ方をしていけないと、私はある意味では川村議員の言っていることというのは逆

差別ということを含めて、これをあらためてまた一般質問でも、あるいは議員協議会の中でも議論をさせていただきますけれども、私はそういうことを心配しないでも使われる言葉であってほしいと願うものですから、あえて答弁をさせていただきました。

議長（橋本憲治君） ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第61号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで午前11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

議案第60号

議長（橋本憲治君） 日程第10、議案第60号 訓子府町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

この議案は、議員提案であります。よって、議員を代表して議会運営委員長、工藤弘喜君。提出者からの提案理由の説明を求めます。

5番、工藤弘喜君。

議会運営委員長（工藤弘喜君） それでは議長のお許しをいただきましたので、私より議案第60号についてご説明をいたします。議案書の17ページになりますので、お聞きをお願いいたします。

議案第60号 訓子府町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

訓子府町議会会議規則（昭和49年議会規則第1号）の一部を改正する規則を次のように制定しようとするものであります。

平成19年12月18日提出。

訓子府町議会議員、工藤弘喜、同じく西山由美子、同じく小林一甫。

記以下につきまして、ご説明をいたします。

訓子府町議会会議規則の一部を改正する規則。

訓子府町議会会議規則（昭和49年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

会議規則の第9条第1項中につきましては、会議時間をうたっておりまして、「午前10時から午後4時」を「午前9時30分から午後4時」に改めるものであります。

附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行するということであります。

説明であります。本会議時間の延長により本会議の充実を図るため、訓子府町議会会議規則を改正しようとするものでございます。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願いをいたします。

議長（橋本憲治君） 質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第60号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、
認定第6号

議長（橋本憲治君） 日程第11、認定第1号 平成18年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第16、認定第6号 平成18年度訓子府町水道事業会計決算の認定についてまでの6件を一括議題といたします。議案書20ページから31ページの間でございます。

本案は、平成19年第3回定例会において提案されたもので、訓子府町議会会議規則第39条第1項により、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査のものであります。委員長からの報告を求めます。

10番、小林一甫君、決算審査特別委員長。

決算審査特別委員会委員長（小林一甫君） 今回、決算審査特別委員会の委員長として、重責を担いましたけれども、ただいまより審査結果をご報告させていただきたいと思いません。

ただいま議長から指名があり、お許しをいただきましたので、平成18年度決算審査特別委員会の決算審査について、ご報告いたします。

平成19年9月19日の開会の第3回定例町議会におきまして、「認定第1号 平成18年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「認定第6号 平成18年度訓子府町水道事業会計決算の認定について」までの6件の審査を当委員会に付託され、11月12日、13日、14日、15日、16日の5日間にわたって、閉会中の継続審査とし、決算審査特別委員会を開催、付託案件の審査を行った結果を報告いたします。

今年度は議会の改選があり、議員定数を4名削減後初めての委員会であり、委員会の委員数も2名減の中で審査を行ったところであります。

審査については、初日の審査前に「平成18年度各会計決算審査・審査方法」について、事務局から説明があった後、予算執行に関わる書類等の審査に入り、提出されている各会

計決算書、実質収支に関する調書、事項別明細書、財産に関する調書、及び各部門の主要施策に関する説明資料、その他決算関連資料のほか、審査必要上、提出された収入・支出伝票についても検査し、予算の適正な執行と行政効果に視点を置いて、詳細かつ慎重に審査を行い、審査を進めていく中で、調査による疑問等を生じた事項については、関係課長等の出席を求めて、追加資料の提出等により疑問点等を聴取いたしました。

詳細の審査及び質疑の内容については省略いたしますが、決算審査特別委員会の最終日の11月16日には、委員会としての表決を行いまして、お手元に配付の議案書にあります「委員会審査報告書」のとおり、付託された「認定第1号 平成18年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「認定第6号 平成18年度訓子府町水道事業会計決算の認定について」までの6件については、いずれも、原案のとおり「認定すべきもの」として、全員一致で決定いたしましたものであります。

なお、決算審査特別委員会において、委員の一致した留意すべき事項として、次の点を審査意見として口頭で申し上げますので、今後の行政執行にあたって、配慮していただきたいと思っております。

平成16年度以降、地方交付税は驚異的に減少し、大変厳しい財政状況の中、「各種町税及び使用料の未収額の解消」については、従来から、監査委員、決算審査特別委員会においても指摘されてきたところであります。

職員の徴収の努力については十分認められますが、町税の徴収率が微減して収入未済額が年々増加傾向にあることから、自主財源の確保と税の公平性の原則からも、各課との連携を密にし、更なる納税への理解を深めるとともに、各種町税及び使用料の収納率向上に努力を期待するものであります。

次に、歳出予算の執行については、数年前から続いている緊縮抑制された財政運営ではありましたが、職員から「使えるものは、壊れるまで使う」という危機的意識が一段と強くなり、限られた財源等から事業毎に精査をしながら、細かく予算執行した経過も直接感じました。

今後とも、さらなる各種補助金や事業予算の精査、また公共施設の維持管理経費の圧縮や有効利用等も含め、さらなる再考をし、経費節減に努められるよう願うものであります。

以上、決算審査特別委員会に付託された「認定第1号 平成18年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「認定第6号 平成18年度訓子府町水道事業会計決算の認定について」までの審査の経過と結果を申し上げまして、決算審査特別委員会の報告を終わりたいと思っております。

議長（橋本憲治君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑は議案の順序に行います。最初に、認定第1号について、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって、認定第1号の質疑を終了いたします。

次に、認定第2号について、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって、認定第2号の質疑を終了いたします。

次に、認定第3号について、ご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって、認定第3号の質疑を終了いたします。
次に、認定第4号について、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって、認定第4号の質疑を終了いたします。
次に、認定第5号について、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって、認定第5号の質疑を終了いたします。
次に、認定第6号について、ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって、認定第6号の質疑を終了いたします。
質疑を全部終了いたします。

お諮りいたします。

討論は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決定いたしました。

これより認定第1号 平成18年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定についてから
認定第6号 平成18年度訓子府町水道事業会計決算の認定についてまでの6件を一括採
決いたします。

認定第1号から認定第6号までに対する委員長の報告は、お手元の議案の委員会審査報
告書のとおり、いずれも「原案のとおり認定すべきものと決定」とするものであります。

認定第1号から認定第6号までの6件については、委員長の報告のとおり認定するこ
とにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成18年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定についてから
認定第6号 平成18年度訓子府町水道事業会計決算の認定についてまでの6件につ
いては、いずれも認定することに決定いたしました。

請願第4号

議長（橋本憲治君） 日程第17、請願第4号を議題といたします。

まずもって紹介議員の説明を求めます。議案書32ページでございます。

上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、請願についてのご
説明を申し上げます。

最初に、請願第4号についてであります。

訓子府町議会議長、橋本憲治様。

産地づくり交付金等の税制特例による一時所得扱いの継続を求める請願書。

紹介議員、上原豊茂。

請願者、北海道常呂郡訓子府町仲町25番地、きたみらい農業協同組合訓子府支所運営

委員長、大澤健二。

請願者、北海道常呂郡訓子府町仲町25番地、訓子府町農民連盟委員長、遠藤保。
朗読をもって説明いたします。

(以下、請願書朗読、記載省略)

以上であります。ご審議の上、ご採択くださいますようお願いいたします。

議長(橋本憲治君) これより質疑に入ります。質疑は、紹介議員に対する質疑といたします。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) これをもって質疑を終了いたします。
お諮りいたします。

本請願は、委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより請願第4号の採決を行います。

本請願を採択することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、請願第4号は採択されました。

請願第5号

議長(橋本憲治君) 日程第18、請願第5号を議題といたします。

まずもって紹介議員の説明を求めます。

上原豊茂君。

3番(上原豊茂君) ただいま議長のお許しをいただきましたので、請願第5号についての説明を行いたいと思います。

平成19年11月29日。

訓子府町議会議長、橋本憲治様。

品目横断的経営安定対策等に関する請願書。

紹介議員、上原豊茂。

請願者、北海道北見市とん田東町617番地、きたみらい農業協同組合代表理事組合長、加藤孝幸。

この内容については、先ほどの一般質問等でありましたから十分皆様はご承知のことと存じますけれども、請願内容を朗読をもって説明といたしたいと思います。

(以下、請願書朗読、記載省略)

以上であります。ご審議の上、ご採択くださいますようお願いいたします。

議長(橋本憲治君) これより質疑に入ります。質疑は、紹介議員に対する質疑としま

す。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本請願は、委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより請願第5号の採決を行います。

本請願を採択することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、請願第5号は採択されました。

ここで昼食のため休憩をいたしたいと思います。午後1時から行いますのでご参集願います。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

議長(橋本憲治君) 休憩をとき会議を継続いたします。

追加日程の議決

議長(橋本憲治君) お諮りいたします。

ただいま山本朝英君外3名から、意見書案第8号 産地づくり交付金等の税制特例による一時所得扱いの継続を求める要望意見書、意見書案第9号 品目横断的経営安定対策等に関する要望意見書、意見書案第10号 「森林環境税(仮称)」の導入を求める要望意見書の件が、上原豊茂君外4名から、意見書案第11号 第二期地方分権改革にあたり地域間格差の解消を求める要望意見書、意見書案第12号 地方財政の強化・拡充及び財政健全化法の施行にあたって、地方自治原則の堅持を求める要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第8号、意見書案第9号、意見書案第10号、意見書案第11号、意見書案第12号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

意見書案第 8 号

議長(橋本憲治君) それでは、意見書案第 8 号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

山本朝英君。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書案第 8 号についてご説明いたします。

意見書案第 8 号

産地づくり交付金等の税制特例による
一時所得扱いの継続を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第 14 条の規定により別紙のとおり提出する。

平成 19 年 12 月 20 日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者

議員 山本朝英
議員 川村進
議員 佐藤静基
議員 小林一甫

次のページをお開きください。

産地づくり交付金等の税制特例による
一時所得扱いの継続を求める要望意見書

この意見書案の内容につきましては、先ほど説明いたしました請願第 4 号と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 19 年 12 月 20 日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

農林水産大臣様

財務大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご採択くださいますようよろしくお願いいたします。

議長(橋本憲治君) これより質疑を行います。1人3回まで質疑が行えます。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより意見書案第8号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第9号

議長（橋本憲治君） 次に、意見書案第9号を議題といたします。
提出者からの提案理由の説明を求めます。

山本朝英君。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書案第9号についてご説明いたします。

意見書案第9号

品目横断的経営安定対策等に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成19年12月20日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者

議員 山本朝英
議員 川村進
議員 佐藤静基
議員 小林一甫

次のページをお開き願います。

品目横断的経営安定対策等に関する要望意見書

この要望意見の内容につきましては、先ほど説明いたしました請願第5号と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月20日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

内閣総理大臣様

農林水産大臣様

以上でございます。どうかご審議の上、ご採択くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。ご質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより意見書案第9号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第10号

議長（橋本憲治君） 次に、意見書案第10号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

山本朝英君。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書案第10号についてご説明をいたします。

意見書案第10号

「森林環境税（仮称）」の導入を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成19年12月20日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者

議員 山本朝英

議員 川村進

議員 佐藤静基

議員 小林一甫

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開き願います。

（以下、意見書朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月20日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

総務大臣様

財務大臣様

農林水産大臣様

環境大臣様

北海道知事様

以上でございます。ご審議の上、ご採択くださいますようお願いいたします。

議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。1人3回まで質疑が行えます。ご質疑
ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより意見書案第10号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第11号

議長（橋本憲治君） 次に、意見書案第11号を議題といたします。
提出者からの提案理由の説明を求めます。

上原豊茂君。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書案第11号についてご説明いたし
ます。

意見書案第11号

第二期地方分権改革にあたり地域間格差の 解消を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成19年12月20日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者

議員 上原豊茂
議員 河端芳恵
議員 西山由美子
議員 工藤弘喜
議員 橋本憲治

要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明させていただきますので、次のペ
ージをお開きください。

（以下、意見書朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月20日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様
総務大臣様
財務大臣様
北海道知事様

以上でございます。ご審議の上、ご採択くださいますようお願いいたします。

議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第11号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第12号

議長（橋本憲治君） 次に、意見書案第12号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書案第12号についてご説明をいたします。

意見書案第12号

地方財政の強化・拡充及び財政健全化法の施行にあたって、

地方自治原則の堅持を求める要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成19年12月20日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者

議員 上原豊茂
議員 河端芳恵
議員 西山由美子
議員 工藤弘喜
議員 橋本憲治

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

（以下、意見書朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月20日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

内閣総理大臣様

総務大臣様

以上でございます。ご審議の上、ご採択くださいますようよろしくお願いいたします。
議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。1人3回まで質疑が行えます。ご質疑
ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより意見書案第12号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

報告第10号

議長（橋本憲治君） 日程第19、報告第10号 訓子府町土地開発公社の経営状況等
及び解散による清算結了報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。議案書37ページです。

議会事務局長（小野良次君） 議案書の37ページをお開きいただきたいと思います。

報告第10号 訓子府町土地開発公社の経営状況等及び解散による清算結了報告につ
いて。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、訓子府町土地開発公社の経営状況等
に関する書類及び解散による清算結了に関する書類が町長から別紙のとおり提出があつたの
で報告する。

平成19年12月18日提出、訓子府町議会議長、橋本憲治。

記、別紙でございます。次のページ、38ページをお開きいただきたいと思います。

平成19年11月8日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

訓子府町長 菊池一春

訓子府町土地開発公社の経営状況等を説明する書類及び解散に

よる清算結了に関する書類の提出について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、訓子府町土地開発公社の経営状況等
を説明する書類及び解散による清算結了に関する書類を別紙のとおり提出いたしますとい
うことで、次のページの39ページから53ページまでの資料につきましては、説明を省略
させていただきます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 以上のとおりであります。

この報告に対して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

以上、本報告を終わります。

報告第11号

議長（橋本憲治君） 日程20、報告第11号 出納検査結果報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。議案書54ページでございます。

議会事務局長（小野良次君） ただいま議長から説明ありました議案書の54ページをお開きいただきたいと思います。

報告第11号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成19年12月18日提出、訓子府町議会議長、橋本憲治。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成19年10月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成19年10月10日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

次のページ、55ページ、56ページの表につきましては、説明を省略させていただきたいと思います。

議案書の57ページをお開きいただきたいと思います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成19年11月9日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成19年11月9日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

次のページ、58、59ページの表につきましては、先ほど同様に説明を省略させていただきます。

続きまして、後ほど追加配付しました12月分の例月出納検査の結果報告書でござい

す。ページ数で言いますと、60ページから62ページであります。まずは、60ページをお開きいただきたいと思います。それではもう一度説明したいと思います。議案書60ページになります。追加議案であります。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成19年12月12日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成19年12月12日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 佐藤 静基

次のページ61ページ、62ページにつきましては、先ほど同様に説明を省略させていただきます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 以上のとおりであります。

この報告に対して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

以上で、本報告を終わります。

閉会の議決

議長（橋本憲治君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会の宣告

議長（橋本憲治君） これにて平成19年第4回訓子府町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時36分

以上、平成19年第4回定例町議会の会議録は小野事務局長が大要をまとめたものであるが、記載に相違ないことを認め、ここに署名する。

訓子府町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員

署名議員